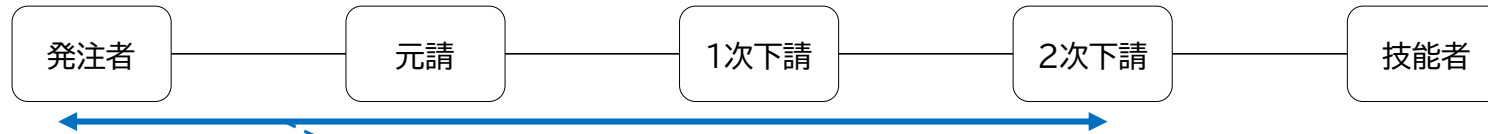


労務費の基準の実効性確保について

労務費の基準の「実効性確保」について（全体像）

11月6日第2回WG資料



※左記は単純化しているが、実際には、たとえば以下のように様々なケースがある。
 ・下請次数：1次のことも3次以上のこともある
 ・事業者：法人も個人（一人親方含む）もある
 ・技能者：直接雇用も日雇いもある
 元請に雇用される場合もある

実効性確保に
必要なのは

各契約段階(※)で、適正水準の労務費を確保する
 ※発注者－元請、元請－1次下請、1次下請－2次下請・

もらったら払う(上流から下流へ
価格が決まる)のではなく、
適正水準を積み上げる(下流から
上流へ価格が決まる)形に。

**適正水準の労務費を下請に、賃金を技能者にまで
行き渡らせる**

取組の方向性（案）

- ① **労務費・必要経費を内訳明示した見積書の提出・尊重を商慣行化**
 - ・「労務費の基準」について基準の前提となる施工条件を明示し、個々の請負契約における適正見積りを促進。
 - ・業界団体が見積書のひな形を作成。（国が作成手順を提示。）
 - ・また、業界団体がサポート体制を構築。（国が交渉ガイドラインを提示。）
- ② **技能者の処遇改善に取り組む企業が競争上不利にならない環境整備**
 - ・自主的宣言制度により、賃金以外を含めた技能者の処遇改善に取り組むなど技能者を大切にする事業者の可視化。
- ③ **①②についてルールに反する行為の検証**
 - ・指導監督や勧告公表等の規制的手法も効果的に用い対処。
 - ・その際、ダンピングと、生産性向上による労務費抑制とを区別。

- ⑤ **適正な労務費・賃金の支払いについて契約上で担保する取組の定着**
 - ・コミットメント条項の標準約款への追加に向けて、公共工事における試行（モデル工事等）の実施や、民間工事での活用に関する業界団体との連携を推進。
- ⑥ **技能者への賃金支払い状況が把握できる仕組みの構築**
 - ・技能者への賃金支払い状況調査について、まずは国交省直轄工事をはじめとする公共工事において試行。確認主体や簡易な確認手法等について、試行しながら検討。
 - ・CCUSレベル別年収など、技能や経験に応じた処遇水準との比較についても検討。
- ⑦ **⑤⑥についてルールに反する行為の検証**
 - ・確認結果を受け、技能者の賃金水準が、労務費の基準が想定する水準を著しく下回ったとき、技能者を雇用する事業者には原因がある場合は当該事業者、注文者による労務費の支払いに原因がある場合は当該注文者に、改善を要請。

④・⑧公共工事の特性を踏まえた対応

・入札段階で、発注者が適正水準の労務費が確保されていることを確認。

・過度な負担とならぬようにしつつ、発注者が労務費行渡りをフォローアップ。

実現に向けた現状・課題
（委員からの関連意見）

- ① **見積・契約において労務費額が不明確で、適正水準か判断もできない**
 - ・材工一体の見積が多い。また注文者から受注者に金額を提示するケースもある。
 - ・労務費を内訳明示した見積書を、注文者に受け取ってもらえないケースもある。
 - ・一人親方等にとっては材工分離の見積書を作成するのは難しい。
- ② **技能者の処遇改善に取り組む企業ほど、競争上不利になる**
 - ・適正水準の労務費を積み上げて見積もると、安価な企業に勝てなくなる。
 - ・ちゃんとやっている業者へのインセンティブも効果的
- ③ **体制の確保**
 - ・Gメンだけでは難しい。ホットライン活用や、場合によっては団体の力も借りるべき。

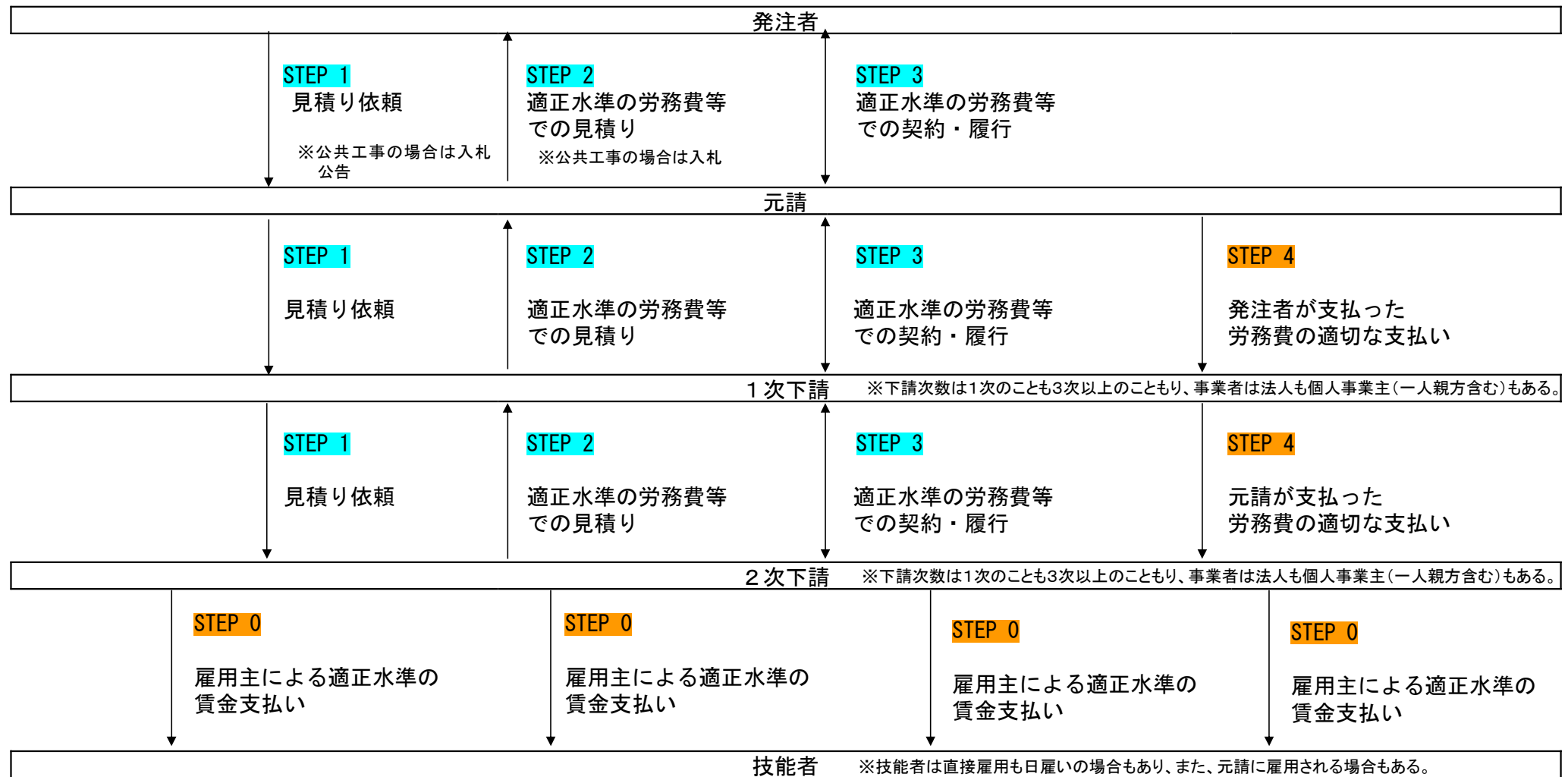
- ⑤ **技能者まで労務費が行き渡っているか否かが確認できない**
 - ・標準労務費の制度を作れば行き渡りが解決できるというものではない。
 - ・民間発注者においては行き渡りの確認は困難。コミットメントが有効ではないか。
- ⑥ **技能者まで労務費が行き渡ることが担保されない**
 - ・行渡りの改善のため、建設Gメンによるチェックは先行して実施すべき。
- ⑦ **建設業法令上で賃金の妥当性を検証する根拠の精査が必要**
 - ・適切な賃金支払は努力義務。

- ④・⑧ **公共工事では、入札段階で予定価格制度等がある、建設業者による適切な処遇の確保について公共発注者に一定の責任がある、等の特性がある**
 - ・予定価格から10～20%安い額でないと受注できない。
 - ・責任はあるが、地方自治体をはじめ公共発注者のマンパワーが限られている。

**「取組の方向性(案)」の実現に向け、現状・課題を考慮し、関係者の認識を合わせつつ、
実施可能な取組からアジャイルに進めていく**

発注者から技能者までの労務費（賃金の原資）の流れのイメージ

※STEP1～3は見積りと契約の流れを極めて単純化しているが、実際には元請が下請から見積りをとらず、契約後に下請に見積り依頼をするなど様々なケースがあり、全ての請負契約について下記の流れとすることを目指すものではない。（資料2－1参照）



各契約段階で、適正水準の労務費を確保するための仕組み
⇒資料2－1～2－6（第3回WGで議論）

適正水準の労務費を下請に、賃金を技能者にまで行き渡らせるための仕組み
⇒第4回WGで議論

公共工事の特性を踏まえた対応
⇒第5回WGで議論